三浦市財務会計システム更新事業に関する

募集要項

令和６年７月

三浦市

目次

１　目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

２　事業の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

３　参加資格等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

４　選定スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

５　企画提案公募に係る実施の公告・・・・・・・・・・・・・・・・２

６　質問書の提出等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

７　参加者資格確認申請書の提出等・・・・・・・・・・・・・・・・３

８　企画提案書の提出等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

９　辞退届の提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

10　企画提案公募の審査方法等・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

11　選定基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

12　審査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

13　契約手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

14　失格事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

15　その他留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

16　連絡先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

別表１・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

別表２・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９

* 三浦市財務会計システム更新事業仕様書
* 三浦市財務会計システム更新事業募集要項様式集

様式１　質問書

様式２　参加申込書

様式３　誓約書

様式４　役員名簿

様式５ 同種類似事業実績届

様式６　グループ構成表

様式７ 企画提案書表紙

様式８ 更新事業体制表

様式９　経費見積書及び経費見積内訳書

様式10　参加辞退届

１　目的

　　この募集要項は、三浦市財務会計システム更新事業について、優れたパッケージシステムを提案する事業者を企画提案公募により選定するにあたって必要な事項を定めたものである。

２　事業の概要

（１）　事業名

三浦市財務会計システム更新事業

（２）　事業の内容

別添「三浦市財務会計システム更新事業仕様書」のとおり

（３）　システム利用期間

令和７年10月１日から令和12年９月30日まで

（４）　提案上限額

提案上限額は下表のとおりとする。提案に際しては、合計額が提案上限額を超えない範囲で提案をすること。各項目の提案上限額が超える場合であっても、合計額が提案上限額を超えない額での提案は可とするが、合計額が提案上限額を超える額での提案は失格とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 項　目 | 提　案　上　限　額 |
| 導入経費 | 38,640,000円（消費税及び地方消費税を含む） |
| 保守経費 | 19,598,000円（消費税及び地方消費税を含む） |
| 合　計 | 58,238,000円（消費税及び地方消費税を含む） |

ア　導入経費は、パッケージシステム費、適用作業費、カスタマイズ経費、データ移行作業費、システム操作研修経費、ハードウェア費、搬入・現地調整費、その他更新に係る経費とする。これらの導入経費は、別途リース事業者との賃貸借に係る入札を行う予定のため、本提案にあってはリース元となる経費の見積提案をすること。よって、賃貸借のリース料率に係る費用は除くものとする。

イ　保守経費は、稼働後における運用保守、ハードウェア及びソフトウェア保守等に係る経費とする。

３　参加資格等

本企画提案公募に参加できる事業者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。ただし、一つの企業が複数の企画提案に参加することはできない。

（１）　単独事業者又は共同事業者であること。なお、単独事業者の場合は、次の(2)から(8)の要件を全て満たしていること。また、共同事業者の場合は、代表者及びすべての構成員が次の(2)から(7)の要件を満たし、(8)の要件については、少なくとも代表者が満たしていること。

（２）　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４に掲げる者でないこと。

（３）　三浦市指名停止等措置要領（平成７年４月１日施行）に基づく指名停止期間中でない者であること。

（４）　直近決算年度に係る消費税及び地方消費税、法人税、法人事業税、法人市民税並びに固定資産税を完納し、滞納がないこと。

（５）　三浦市暴力団排除条例（平成23年三浦市条例第２号。以下「市条例」という。）第２条第４号に規定する暴力団員等又は同条第５条に規定する暴力団経営支配法人等でない者であること。

（６）　神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第１項又は第２項の規定に違反していない者であること。

（７）　役員等（個人である場合にはその者を、法人等である場合にはその役員（市条例第２条第５号に規定する役員をいう。）又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有していない者であること。

（８）　令和２年度から令和５年度までの間において、市町が発注した新たな財務会計システムの導入（開発等）実績を３件以上有すること。（Web版パッケージシステムの実績とする。）

４　選定スケジュール

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　　目 | 日　　　程 |
| 募集公告・参加申込受付開始 | 令和６年７月10日（水） |
| 質問の提出期限 | 令和６年７月17日（水）午後５時まで |
| 質問の回答期限 | 令和６年７月22日（月） |
| 参加申込書提出期限 | 令和６年７月24日（水）午後５時まで |
| 参加資格の審査結果通知 | 令和６年８月２日（金） |
| 企画提案書提出期限 | 令和６年８月19日（月）午後５時まで |
| 提案説明会（プレゼンテーション等） | 令和６年８月26日（月）～27日（火） |
| 選定結果通知 | 令和６年８月末 |
| 市と更新事業候補者との協議 | 令和６年９月中 |

なお、上記スケジュールは予定であり、変更となる場合がある。

５　企画提案公募に係る実施の公告

三浦市財務会計システム更新事業企画提案公募に係る実施について公告する。

（１）　三浦市ホームページ並びに三浦市役所、南下浦出張所及び初声出張所の掲示場で公表する。

（２）　本企画提案公募に関する関係書類及び参加するために必要な書類は、三浦市ホームページからダウンロードする。

６　質問書の提出等

提案書等の作成に関する質問の提出及び回答は、次のとおりとする。

（１）　提出書類：質問書（様式１）

（２）　提出期限：令和６年７月17日（水）午後５時

（３）　提出方法：質問書に質問事項を箇条書きで記載し、電子メールにより、三浦市政策部財政課あて送信する。電子メールを受信した場合は、７月18日（木）12時までに受信した旨の電子メールを送信します。当該電子メールが届かない場合は、電話にて連絡すること。

　　件名：財務会計システム更新事業企画提案公募＋参加者名称＋送信月日

　　　例：財務会計システム更新事業企画提案公募　株式会社〇〇　0712

　　　　　　（株式会社〇〇が７月12日に質問書を送信した場合）

（４）　電子メールアドレス:seisaku0301@city.miura.kanagawa.jp

（５）　回答方法：令和６年７月22日（月）までに、三浦市ホームページに掲載する。

なお、質問のあった事業者名は公表しない。

７　参加者資格確認申請書の提出等

参加者資格確認申請書等の作成にあたっては、次のとおりとする。

（１）　提出書類：

ア　参加申込書（様式２）

イ　誓約書（様式３）

ウ　役員名簿（様式４）

エ　同種類似事業実績届（様式５）

オ　商業登記簿謄本（法人の登記事項証明書）

カ　印鑑証明書

キ　納税証明書（直近決算年度に係る消費税及び地方消費税、法人税、法人事業税、法人市民税並びに固定資産税がそれぞれ完納されていることを証明するもの）

※オ、カ及びキは、申請日から３か月以内に発行したもの（写しも可とする。）。

ク　共同事業体の場合は、グループの構成表（様式６）及びすべての構成員における上記のイからキを提出すること。

（２）　提出期限：令和６年７月24日（水）午後５時

（３）　提出方法：持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）。持参の場合は、平日の午前９時から午後５時まで（午後０時から午後１時までを除く）とする。

（４）　提出先

〒238-0298　神奈川県三浦市城山町１番１号　三浦市政策部財政課

（５）　参加資格の審査結果通知

参加資格の審査結果について、参加申込書に記載された電子メールアドレス宛に通知する。

（６）　同種類似事業実績届は、「３ 参加資格等　(８)」記載の実績を記入すること。なお、実績を証明する書類の写しを添付すること。

※自社以外の協力を受ける場合は、自社を含む協力事業者との共同企業体による事業実績の記入も可とする。ただし、提案書提出後に協力事業者の変更は原則認めない。

８　企画提案書の提出等

企画提案書は次に定めるところにより作成すること。提出書類については、提出後の

修正は認めない。

（１）　提出書類

ア　企画提案書表紙（様式７）

イ　企画提案書（任意様式）

ウ　更新事業体制表（様式８）

エ　経費見積書（様式９－１）

オ　経費見積内訳書（様式９－２）及び積算内訳書（任意様式）

積算内訳書については、任意様式で添付し、積算にあたっての根拠等を明示すること。

（２）　提出期限

令和６年８月19日（月）午後５時まで

（３）　提出方法

　持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）。持参の場合は、平日の午前９時から午後５時まで（午後０時から午後１時までを除く）とする。

（４）　提出部数

正本１部、副本５部

（５）　提出先

〒238-0298　神奈川県三浦市城山町１番１号　三浦市政策部財政課

（６）　その他留意事項

ア　企画提案書は、上記「（１）提出書類」のアからオまでをキングファイル等のファイルに綴じ込み正本の表紙には代表者印を押印することとし、他の企画提案書の表紙は副本（コピー）とする。

イ　企画提案書は、原則Ａ４版、文字は10.5ポイント以上とし、ページ番号を付すこと。

（７）　企画提案書作成方法

企画提案書は、仕様書の業務目的・事業内容を踏まえ、別表１「企画提案書作成項目」の１から２までに従い事業を遂行するための具体的な手法等を記載すること。

９　辞退届の提出

参加申込後、本企画提案公募への参加を辞退する場合には、「８　企画提案書の提出等(２）提出期限」までに参加辞退届（様式10）を提出すること。

10 企画提案公募の審査方法等

三浦市財務会計システム更新事業審査委員会において、提案書、経費見積書及びプレゼンテーション、デモンストレーションなどの内容を審査のうえ、更新事業候補者を選定する。

参加業者が１者のみの場合においては、提案書、機能要件一覧、経費見積書及びプレゼンテーション、デモンストレーションの内容を審査のうえ、妥当であると判断された場合は、三浦市財務会計システム更新事業に係る更新事業候補者として決定する。

（１）　プレゼンテーション等審査

次によりプレゼンテーション等審査を行うものとする。

ア　日時：令和６年８月26日（月）～27日（火）を予定

ただし、状況により変更する場合がある。

イ　会場：三浦市役所内の会議室を予定

ウ　出席者

５名以内とする。

エ　時間

プレゼンテーション等、質疑応答を含めて1時間を想定しており、その内、質疑応答15分を予定している。ただし、適宜質問等を受け付ける場合はこの限りではない。

（ア）　プレゼンテーションは、提案書をもとに実施するものとする。

（イ）　プレゼンテーションは、非公開とする。

（ウ）　プロジェクターを使用しての説明を可とする。

その場合、本市はプロジェクター及びスクリーンを用意するが、それ以外の使用機材は、提案者側で用意すること。

11 選定基準

評価項目、点数については、別表２「三浦市財務会計システム更新事業企画提案公募審査表」に定めるとおりとする。評価の結果、最も得点の高い提案事業者を更新事業候補者として選定する。なお、同点の場合は、重点項目（別表２参照）の合計得点が高い者を選定する。

選定後に本市と更新事業候補者とが交渉を行う。交渉成立後、本市が正式に更新事業者として決定し、更新事業者が提案するパッケージシステムを更新システムとして選定する。なお、当該交渉がやむを得ない事由により不調となったときは、審査により順位付けられた上位の者から順に交渉を行う。

ただし、得点が60％未満の場合は落選とし、すべての応募者が落選した場合は、該当者なしとする。

12 審査結果

審査を受けた各事業者に対し、令和６年８月末までに審査結果を電子メールにて通知し、三浦市ホームページに掲載する。（更新事業者については、その名称まで。）

13 契約手続

（１）　 賃貸借契約等

更新事業者が提案したパッケージシステムについて、本市が別途賃貸借に係る一般競争入札を行い、落札業者（リース事業者）と賃貸借契約を締結する予定とする。なお、当該契約予定期間は令和７年10月１日から令和12年９月30日までとする。また、更新事業者とは、本市と協議を行った上で仕様内容等について覚書を交換する予定とする。

（２）　保守契約

更新事業者と単年度毎に保守業務委託の契約を締結する予定とする。

なお、当該契約予定期間は令和７年10月１日から令和12年９月30日までとする。

また、令和８年度以降の保守契約については、本市議会において当該年度の予算が承認され、かつ、本市と更新事業者の双方合意のある場合に限り、単年度ごとに保守業務委託の契約を締結する予定とする。

14 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

（１）　提出書類の提出方法、提出期限等がこの要項に適合しない場合

（２）　提出書類に虚偽又は不正の記載があった場合

（３）　プレゼンテーションに出席しない場合

（４）　「３　参加資格等」を満たさない場合

（５）　提案書提出時の経費見積書又は経費見積内訳書の見積金額が提案上限額を超えている場合

（６）　「三浦市財務会計システム機能要件一覧表」に示す要件のうち、必須項目について対応不可の場合

（７）　提出期限を過ぎて書類が提出された場合

（８）　審査の公平性を損なうような不誠実な行為があった場合

15 その他留意事項

（１）　本募集における書類の作成、提出等にかかる費用は、事業者の負担とする。

（２）　提出書類について、その提出期限後は差替え及び再提出は認めないものとし、事業者選定後に返却はしない。また、審査目的の範囲内で複製することがある。

（３）　提案に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成４年法律第51号）に定めるもの、通貨は円、時刻は日本標準時とする。

（４）　提案事業者から募集要項等に基づいて提出された書類の著作権は、原則として、書類の作成者に帰属する。ただし、採用した提案書等については、公表、報告、その他本市が必要と認めるときには無償で使用できるものとする。

（５）　審査結果の異議申し立ては認めない。

（６）　本募集において知り得た情報は、本募集の目的以外に使用してはならない。また、本募集に関わりのなくなった時点で、本市から配布された資料及びその他知り得た情報について適切に破棄すること。

16 連絡先

三浦市　政策部　財政課　（担当：福田、石渡）

　 住所　〒238-0298　神奈川県三浦市城山町1番1号

　 電話　046-882-1111（内線323）

FAX 046-882-2836

E-mail:seisaku0301@city.miura.kanagawa.jp

別　表　１

企画提案書作成項目

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 項目 | 内容 |
| １ | 更新全般 | ・会社概要  ・システム更新体制  ・システム更新スケジュール  ・職員負担軽減に係る提案  ・運用保守・サポート体制  ・セキュリティ対策  ・その他事項 |
| ２ | 機能要件  ・システム全体構成  ・操作性、機能性、画面表示  ・基本管理  ・金銭会計  ・予算編成  ・予算執行  ・決算統計  ・起債管理  ・文書管理システム連携  ・公会計対応 | ・システムの構成、特徴  ・操作性、機能性、画面表示  ・別紙「三浦市財務会計システム機能要件一覧表」に示す要件について回答を行うこと。記載方法は以下の通りとする。  ・対応可否欄の回答は、パッケージの標準機能として実現可能な場合は「○」、カスタマイズ・代替運用で対応可能な場合は「△」、システム化が不可能の場合は「×」を記載すること。  ・カスタマイズ・代替運用により実現可能な場合は、その運用を明確に記載することとし、カスタマイズにかかる費用を記載すること。具体的な記載がない場合には、対応不可として判断する。 |
| ３ | その他機能 | ・一覧表に示す機能以外において、財務会計処理業務を遂行する上で有効と思われる機能があれば、その提案を求める。  ・提案にあたっては、それら機能の導入に係る経費について無償か有償か示すこと。なお有償の場合であっても、一覧表に示す機能の導入経費との合計は募集要項に示す金額以内とすること（金額を超えた場合は、採点の対象としない。）。 |

別　表　２三浦市財務会計システム更新事業企画提案公募審査表

|  |  |
| --- | --- |
| 評　価　項　目 | 点　数 |
| 財務会計システム更新全般に対する評価  ・システム更新体制  ・システム更新スケジュール  ・職員負担軽減に係る提案  ・運用保守・サポート体制  ・セキュリティ対策 | 75 |
| 機能要件一覧及びデモンストレーションによる評価【重点項目】  ・システム全体構成  ・操作性、機能性、画面表示  ・基本管理  ・金銭会計  　・予算編成  　・予算執行  　・決算統計  　・起債管理  　・文書管理システム連携  　・公会計対応 | 200 |
| その他機能に対する評価  　・その他機能の提案（無償範囲）  　・その他機能の提案（有償範囲） | 45 |
| プレゼンに対する評価 | 30 |
| 経費見積書による評価 | 100 |
| 合　　　　　　計 | 450 |